

宮崎太左衛門殿

御觸付而申上候。

一、開禪寺与申候は、一園一ヶ寺宛有之者に而御座候付、二百年以來御國之寺に而御座候。然所御當地開禪寺者、何頃より凡大破仕故、英賢^{可也}様當地御入部之時分、越中守山より御當地へ引越、御屋敷拜領仕罷有申候。微妙院様右之通被爲成御存知候付而、御代にも右之替地与被成、木新保に而御屋敷拜領仕、則爲御意山城守殿より地奉行衆迄之狀、于今所持仕候。然共御侍中屋敷に被爲成候付而被召上候。其砌三輪法禱後、屋敷を拜領仕候。是又御用之由に而二ヶ所共指上申候。其後長九郎左衛門下屋敷之内被借置候得共、屋敷せばく御座候付、私代に野町に而千五十歩、右之筋目を以拜領仕、寺建立可仕与存候内に、千岳長老へ被遣候付而指上申候。御屋敷拜領仕候者寺建立仕度存、相應之材木をも用意仕置申候。御序も無御座候故遠慮仕罷在申候私儀に候へば、御慈悲を以宜被仰付候様、被仰談被下候は、忝可奉存候。以上。

亥五月三日

開禪寺判

横山右近殿

前田主膳殿

右上申書之如く、最初越中射水郡守山に在之處、金澤へ出で木、新保、其の後三輪法受下邸之裏、其の後泉野玉泉寺の並び、其の後六勤林今の地へ移轉すと也。蓋し按ずるに、開禪寺は後花園天皇の御世寛正元年の創立にて、越中國射水郡守山に有之處、利長卿金澤へ入部ありし頃金澤へ引越し寺地拜領とあるは、慶長四年の頃なるべけれど、其の寺地は何れの地なるか詳かならず。右寺地引揚に相成に付き、慶長十七年二月利光卿の印書を以て、木、新保町に於て寺地賜はりける處、又々引揚に相成り、其の後三輪法受下屋敷の裏にて、寺地賜はる處、是も引揚げに成りたりと。右は何年の事ならんか詳かならず。さて其の後長九郎左衛門下屋敷内借地致し罷在處、正保四年八月願に依つて、玉泉寺の並び左の方明地千五十歩を賜はりたり。然るに寺造營いまだ無之故にや、慶安四年に右地面、寶勝寺千岳和尚隱居地として千岳へ賜はれり。是今の三間道少林寺の寺地也。依つて萬治二年五月願に依つて、六斗林今の地を賜

はりたるもの也。然るを貞享二年の由來書等に、木、新保にて寺地を賜はりたる證書を見誤り、慶長十七年泉野寺地拜領之證印被下と載せたり。又開禪寺と云ふ寺は、一園一ヶ寺宛有之といへる事はいまだ詳かならず。曆應二年に天下每州置安國寺といふことは見えなれど、開禪寺の事いまだ記録に所見なし。追考すべし。

○靈松山龍淵寺

曹洞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開基德岩長老、最初小松玉龍寺に住職致し、寛永三年隱居致し、翌四年小松より金澤へ出、金澤に寓居有之處、同五年前田對馬先祖源峰・織田織部・前田八左衛門を以て、本多安房・横山山城へ被申達、犀川河原にて寺屋敷四十間に四十五間拜領致し、寺建立。然處其後右地面御用地に被召上、替地於泉野拜領移轉仕、于今居住す。とあり。按ずるに、三壺記には、小松玉龍寺八代の住持德岩叟文堯和尚は、惠學和尚に玉龍寺を相渡し、金澤へ隱居せられ、犀川河原にて寺屋敷二千歩拜領し、龍淵寺を建立して前田源峰等の位牌所とす。とあり。さて泉野なる今の地へ移轉せし年曆はいまだ詳かならず。

す。改作所舊記に左の書簡を載せたり。

泉野龍圓寺明屋敷に、大から竹質上に被致、十村共兩人つけ置御うゑさせ、廻りに垣よくいたし候様に御申付可有候。以上。

未九月廿四日

御算用場

橋本治部左衛門殿

林 十左衛門殿

右は寛文七年也。按ずるに、龍淵寺明屋敷とある地は、龍淵寺の先寺地なるべく、然る時は犀川河原より泉野へ移轉し、寛文七年の頃今の寺地へ再轉したるなるべし。明治十九年四月廿六日自火焼亡して今は假堂也。

○龍淵寺古傳話

三壺記に云ふ。寛永九年の頃、小松玉龍寺八代の住持德岩叟文堯和尚は、惠學和尚に小松玉龍寺を被相渡し、金澤へ隱居せられ、犀川の河原薩摩金太夫が芝居の有る内に、寺屋敷二千歩拜領せられ、龍淵寺を建立せられ、源峰・源古源心が一門中の位牌など立てられければ、前田黨岡嶋黨今枝彌平次・同九藏・安見隆岐其の外の人々、源峰・利齋夫婦